

実施主体に求められる要件及び実施方法（案）

1. 目的

これまでの検討会での議論、関係者ヒアリングや試行評価結果等を踏まえ、適正かつ効果的な評価・認定を実施する観点から、実施主体に求められる要件及び実施方法を検討する。

2. 実施主体に求められる要件及び実施方法

(1) 実施主体に求められる要件

① 貸切バス事業についての知見を有する。

- ・ 貸切バス事業者の評価を行うためには、道路運送法等関係法令、貸切バス事業の実態等に関する知識や、安全に対する取組状況を評価できる知見が必要。

② 被評価者である貸切バス事業者に対し中立的であること。

- ・ 公正・公平性を保つためには、被評価者に対し中立的であることが必要。

③ 全国的組織を有している。

- ・ 貸切バス事業者は全国にあり、申請の受付や評価・認定等を的確に行える体制が必要。

④ 多数の申請に対応できる。

- ・ 貸切バス事業者数は全国で4,110社（平成19年3月末現在）あり、多くの申請に対応できることが必要。

⑤ 行政機関以外である。

- ・ 行政機関から許可を得ている貸切バス事業者の中で、より安全性の高い運送サービスを提供している事業者を評価し、利用者の選択を可能とするという本制度の趣旨にかんがみれば、行政による許可や監査と本評価・認定制度の位置付けの差異を明確化することが可能。

(2) 実施方法

評価・認定は、以下の手順で行うこととする。

① 書類の提出

被評価者（事業者）は、自己評価シート等、書類審査に必要な書類を、実施主体に提出する。

② 提出書類の審査

実施主体は、自己評価シート等、提出された書類の審査を行い、記載内容に疑義があるかどうか確認する。

③ 訪問審査

実施主体は、評価基準に基づき訪問審査を行う。自己評価シート等提出書類に疑義がある場合、その内容についても確認を行う。

④ 評価・認定の実施

実施主体は、提出書類の審査、訪問審査等の結果に基づき、必要な手順に従い、被評価者の認定を行う。

⑤ 評価・認定結果の通知・公表

実施主体より、被評価者に対して認定結果を通知するとともに、実施主体のホームページ等で認定結果を公表する。